

熊野古道伊勢路プロモーション動画制作等委託業務 業務仕様書

1 業務名

熊野古道伊勢路プロモーション動画制作等委託業務

2 業務の目的

三重県では、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」(以下「熊野古道」という。)をはじめ、東紀州地域ならではの魅力をプロモーションすることにより、交流人口の拡大等に取り組んできました。

しかしながら、令和元年度三重県観光客実態調査によると、子ども連れの家族旅行で、東紀州地域を訪れる旅行者の割合は、県全体に比べて低く(県全体:37.4%、東紀州地域:16.9%)、一定の層に対して、地域の強みを十分に生かし切れていない状況です。

このため、熊野古道歩きに興味関心を持っているものの、峠道へのアクセスやウォーキングコースのイメージが持てずに来訪に踏み出せていないファミリー層をメインターゲットに、1日単位で歩ける熊野古道のウォーキングコースを紹介する初心者向けのチュートリアル動画及び熊野古道の道中や周辺のおすすめスポットを紹介する360度動画を制作してプロモーションを展開します。

これらの取組により、熊野古道ファンの新たな層を開拓し、実際の来訪につなげることをめざします。

3 委託期間

契約締結の日から令和4年1月31日まで

4 業務の内容

(1) プロモーション動画制作

① 企画

ア 概要

- ・ 動画のコンセプト・デザインは、全体を通して一貫性を持たせた構成とし、自治体制作の観光プロモーション映像の枠にとらわれず、観る人を惹きつけるものとする。
- ・ メインターゲットは、熊野古道歩きに興味関心があるが、峠道へのアクセスやウォーキングコースのイメージ(歩行時間、難度等)が持てず来訪に踏み出せないファミリー層とする。
- ・ 業務の目的の範囲内で、公開から5年以上使用可能な動画とすること。また、三重県が今後のプロモーション活動で使用することを目的とした静止画も制作すること。

イ 動画の仕様

(ア) 初心者のための熊野古道歩きチュートリアル動画（1日単位で歩ける熊野古道）

【概要】

- ・ 県外から来訪する初心者も気軽に体験できる熊野古道歩きの行程（3～4時間コース）について、次の項目等を盛り込みながら紹介する内容とすること。
 - a 峠道へのアクセスに便利な駐車場や交通拠点、トイレ
 - b 駐車場や交通拠点から登り口へのアクセス
 - c 見どころ・絶景スポット
 - d 傾斜がきつい場所・滑りやすい場所等の気を付けた方が良いポイント、石畳を歩く際の足運びのコツなど山道を歩く際に注意すべきポイント
 - e 東屋やベンチなど休憩できる場所
 - f 峠道の降り口から駐車場や交通拠点への移動方法の紹介
 - g 峠道周辺ならではの食・スイーツ（複数店舗の商品）や峠道からの脇道・寄り道スポット等の紹介
 - h 熊野古道を訪れる人々が守るべき「紀伊山地の参詣道ルール」の紹介
- ・ 登山やトレッキング、アウトドアに関する動画投稿で話題性のある著名なユーチューバー（チャンネル登録者数1万人以上を想定）等のインフルエンサーを動画に起用すること。

また、インフルエンサーは、撮影前に熊野古道伊勢路語り部と事前の下見を行い、上記 a～h の項目について、知見を深めること。なお、熊野古道（伊勢路）語り部手配に係る支払い等を含めた一切の手続き等は受託者において行うこと。

【参考】

- ・ 熊野古道伊勢路語り部友の会事務局
URL <https://kumanokodo-iseji.jp/kataribe/>

- ・ 制作する動画は、受託者においてインフルエンサー自身が運営する YouTube、Facebook 等のソーシャルメディアで配信すること。その際、投稿動画の概要欄等に熊野古道伊勢路ウェブサイトをクリック先として記載するなど、熊野古道伊勢路の情報に誘導する仕組みを取り入れること。

なお、三重県においても、ソーシャルメディアでの配信やイベント（オンラインを含む）等での熊野古道のプロモーションに活用する（インフルエンサーによる YouTube での配信は、公開から3年程度の期間を想定。その後は県の YouTube にて配信する。）。

【本数・動画再生時間】

- ・ 本数：3本以上
熊野古道歩きの行程ごとに制作し、「松本峠」、「馬越峠」、「ツヅラト峠」の3コースは必須とすること。
- ・ 動画再生時間：1コースあたり10分程度

ただし、動画再生時間について、提案者の分析の結果、より最適な時間の長さがあれば、理由を含めて提案すること。

【対応言語】

- ・日本語及び英語

(英語版については、日本語の吹替えやナレーションは求めないが、字幕により視聴者に必要な情報を伝えられるよう対応すること。)

【規格】

- ・撮影規格は4Kサイズ以上又はこれに相当するものを使用し、汎用性の高いフォーマットで収録すること。また、ファイル形式や画面縦横比の規格は、広告媒体に合わせて対応すること。

(イ) 360度動画（熊野古道のおすすめスポット）

【概要】

- ・上記4(1)①イ(ア)の「初心者のための熊野古道歩きチュートリアル動画(1日単位で歩ける熊野古道)」の道中やその周辺の絶景スポットなどを360度動画で紹介する内容とすること。
- ・360度動画には撮影者が映らないようにし、撮影現場で収録できる自然の光や音等を生かした動画ならではの臨場感を伝えられる構成とすること。
- ・制作する動画は、三重県において、ソーシャルメディアでの配信やイベント(オンラインを含む)等での熊野古道のプロモーションに活用する。

【本数・動画再生時間】

- ・本数：6本以上(上記4(1)①イ(ア)の1コースあたり2本以上を想定)
- ・動画再生時間：1本あたり2分程度

ただし、動画再生時間について、提案者の分析の結果、より最適な時間の長さがあれば、理由を含めて提案すること。

【対応言語】

- ・日本語及び英語

(いずれについても解説やナレーションは求めないが、字幕により視聴者に必要な情報を伝えられるよう対応すること。)

【規格】

- ・撮影規格は4Kサイズ以上又はこれに相当するものを使用し、汎用性の高いフォーマットで収録すること。また、ファイル形式や画面縦横比の規格は、広告媒体に合わせて対応すること。

② 撮影・編集

ア 動画制作に当たっては、新規撮影を原則とする。ただし、季節や天候、新型コロナウイルス感染症の影響等により撮影が難しい場合や、適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。ただし、借用映像等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続き等は受託者において行うこと。

- イ 撮影のために、関係施設等への許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者が手続きを行うこと。
- ウ 屋外での撮影においては、撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。
- エ BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、原則、オリジナル音源又はフリー音源を使用し、著作権等の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、受託者が手続き等を行うこと。
- オ 映像、音声、発言内容、物音などを文字にした字幕を編集すること。
なお、英語版については、受託者においてネイティブチェックを実施すること。
- カ 各動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、三重県の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- キ 動画及びサムネイルは、インターネット上で配信可能な状態でその都度、三重県の指定する方法により納品すること。

③ 出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ア 受託者は三重県と協議のうえ、出演者、協力者等に関する交渉を行い、謝礼等を支払う必要がある場合は委託料の範囲内で行うこと。
- イ 受託者は、出演者、協力者等に係る肖像権等の問題が生じないよう権利処理等の調整を行い、熊野古道伊勢路ウェブサイト、YouTube、Facebook 等への掲載について同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲内で行うこと。

(2) Facebook 広告の配信及び成果測定

- ・ Facebook 広告を実施し、視聴者を熊野古道伊勢路ウェブサイトへ誘導すること。また、リーチ数、インプレッション数、CTR（リンクのクリック率）、CPC（リンクのクリック単価）、消化金額等のデータ測定及び分析を行うこと。
なお、広告配信にあたっては、短尺PR用動画を制作し、三重県と協議のうえ、ターゲティングや時期等を決定して実施すること。

(3) 独自提案

- ・ (1) の制作動画を活用して、熊野古道への誘客につなげる効果的な方策について、契約上限額の範囲内で実施可能なものがあれば提案すること。

5 納品する成果物及び期日等

- ・ 本業務の終了後、令和4年1月31日までに事業実績に係る報告書2部を提出すること。また、報告書とは別に、制作した動画、静止画等をDVD等の電子媒体に収録して提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ・プロモーション動画制作の概要
- ・Facebook 広告の配信及び成果測定
- ・独自提案がある場合には、その概要
- ・業務の総括及び今後の展開に関する提案

(2) 提出先

三重県津市広明町 13 番地

三重県地域連携部 南部地域活性化局 東紀州振興課（三重県庁 8 階）

6 契約上限額

5, 939, 890 円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 契約不適合責任

- ・本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から 1 年間とする。この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

8 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び業務仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (4) 再委託を行う場合には、事前に三重県の実情を把握し、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示監督する場合がある。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、業務仕様書に定める事項及び業務仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。